

安全保障関連法案の今国会成立を求める意見書

安倍内閣は、去る5月14日に平和安全法制について閣議決定を行い、翌日の15日に国会に提出し、十分な審議時間を確保するため今国会の会期を9月27日まで大幅に延長した。

近年、アジア太平洋地域をめぐる諸情勢をはじめ我が国を取り巻く安全保障環境は、いっそう厳しさを増しており、私たちの住む石垣市の行政区域の尖閣諸島においても中国公船の領海侵犯が日常茶飯事の状態にあり、漁業者のみならず一般市民も大きな不安を感じている。こうした状況から国民の生命と安全、平和な暮らしを守るのは、国、政府の最も重要な責務となっている。

我が国の安全を守るためには、日米間の安全保障、防衛協力体制の信頼性、実効性を強化することが求められており、そのためには、平時からあらゆる事態に対処できる切れ目のない法制を整備する必要がある。

また、我が国の平和と安全のためには、これまで我が国が果たしてきた役割と実績を踏まえ、国際社会の一員として責任ある国際協力活動を行うための法制を整備する必要がある。

よって、国におかれては、我が国の安全と国民の生命、そして国際社会の安全を確保するための平和安全法制について徹底した議論を進め、平和安全法制の今国会での成立を図るよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月14日

石垣市議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣、
内閣官房長官